

(公 印 省 略)
経 観 産 第 5 6 号
平成 3 0 年 9 月 1 4 日

福 岡 県 知 事 様

福岡市長 高 島 宗 一 郎
(経済観光文化局観光コンベンション部観光産業課)

意見書の提出について

標記の件につきまして、「観光王国九州とともに輝く福岡県観光振興条例（平成 2 8 年福岡県条例第 4 5 号）」第 1 2 条第 2 項に基づき，別添のとおり意見書を提出させていただきます。

意見書

福岡市は、福岡空港や博多港、博多駅が立地し、多くの人・モノが行き交う九州のゲートウェイ都市として、都市機能の強化など都市としての魅力向上に加え、Fukuoka City Wi-Fi の提供や MICE 推進体制の強化など独自の受入環境整備に取り組むことにより、福岡県内に占める観光宿泊者の割合が 50%を超えるなど、多くの観光・ビジネス客を受け入れています。

また、同時に、九州各都市と連携した観光情報の発信やイベント開催、熊本地震後の風評被害対策などに取り組むことにより、福岡市を訪れる観光・ビジネス客を福岡県内や九州の全域へ誘ってきました。

さらに、基礎自治体として、観光・ビジネス客に対してもごみ処理、救急医療、保健、衛生、交通、上下水道など様々な行政サービスを提供することはもとより、集客に伴う混雑解消や健全な民泊推進、モラルマナーの啓発など市民生活と調和した観光施策を地域と連携して推進してきたところです。

このような中、平成 30 年第 4 回福岡市議会（9 月定例会）において、157 万人の市民の代表である議会で審議され、福岡市が講ずべき観光・MICE 施策とともに、その財源として「宿泊税を課する」と規定された「福岡市観光振興条例」が可決・成立しました。

市議会での議論を通して、上述の通り多様な役割を有する福岡市においては、今後も、ゲートウェイ都市として、福岡市への集客のみならず、福岡県や九州全域への送客を促していくため、ハード・ソフト施策両面から受入環境の整備を加速させるとともに、増加する観光客と市民生活との調和を図り、市民生活の安心と安全を確保していくことが求められており、今後の行政需要の増加に対して、安定的な観光財源を確保して対応しなければならない時期に直面しているとの認識に至り、福岡市としては宿泊税導入に向け速やかに実務手続きに入ることを決定しました。

福岡県におかれては、福岡県観光振興財源検討会議において、観光振興財源のあり方を検討されているところですが、宿泊税導入が決定した福岡市内において、県も宿泊税を課されることとなれば、二重課税となり、宿泊者や宿泊事業者に対する過重な負担がかかるおそれがあるなど、その影響が大きいと考えられます。

つきましては、福岡県におかれては、上記事情を参酌の上、慎重な検討を行っていただくよう要望します。

平成 30 年 9 月 14 日

福岡市長 高島 宗一郎